

# 働き方改革関連法セミナー

平成 30 年 9 月 7 日付政省令  
同一労働同一賃金最高裁判例を踏まえて

- 開催日時 平成 31 年 1 月 18 日（金） 15:00～17:00
- 開催場所 TKP ガーデンシティ広島駅前大橋（広島市南区京橋町 1-7 アスティ広島京橋ビルディング）  
（JR 広島駅南口徒歩 5 分、広島電鉄 稲荷町駅下車徒歩 3 分）

- 内容等

先般の働き方改革関連法の成立により、罰則付きの時間外労働にかかる上限規制等に対応するため、従業員の労働時間管理をより正確かつ厳格に実施することが求められています。また、働き方改革のもう一つの目玉である同一労働同一賃金については、平成 30 年 6 月 1 日に言い渡された 2 つの最高裁判決を踏まえての対応を検討しなければなりません。

本セミナーでは、主に使用者側で数多くの労働問題を解決してきた弁護士が、働き方改革関連法の成立に伴い定められた平成 30 年 9 月 7 日付政省令や上記の最高裁判決も踏まえながら、働き方改革関連法について解説し、実務上注意すべき点や対応すべき事項についてお伝えします。

時間の許す限り、個別のご相談もお受けいたしますので、奮ってご参加ください。

- 講師

弁護士 浪山敬行

弁護士 吉田 剛

【経歴】2009 年 弁護士登録

弁護士法人御堂筋法律事務所入所

【主な取扱分野・得意分野】

労働（主に使用者側）、M&A、事業承継

企業不祥事対応、企業法務

【経歴】2011 年 弁護士登録

弁護士法人御堂筋法律事務所入所

【主な取扱分野・得意分野】

労働（主に使用者側）、企業法務、

コンプライアンス、M&A、一般民事

- 申込方法

下記にご記入いただき、メール または FAX にて送付ください。

メール：infohiroshima@midosujilaw.gr.jp FAX：082-511-5701

会場設営の都合上、平成 31 年 1 月 8 日までにお申込ください。

貴社名		
所在地		
ご連絡先	電話：	FAX：
ご参加者	所属・職名	ご氏名